

市・県民税

市・県民税は、毎年1月1日現在に住所のある自治体に納めていただく税金です。

安来市では、事業所などから提出された給与支払報告書や、本年2～3月に申告いただいた内容をもとに、平成29年度の税額を決定しています。

市・県民税は、給与特別徴収（給与からの引き落とし）、普通徴収（口座振替または納付書払い）、年金特別徴収（年金からの引き落とし）のいずれかで納税します。

介護保険料

平成28年度の介護保険料が決定し、6月中旬に今年度の介護保険料決定通知書を発送しています。保険料の基準額は前年度と同額です。

納付方法は、特別徴収（年金からの引き去り）または普通徴収（納



市・県民税は均等割りと所得割の合計

●均等割

市民税 3,500 円 + 県民税 2,000 円
= 均等割額 5,500 円

※県民税 2,000 円の内、500 円は島根県の『水と緑の森づくり税』です。

●所得割

前年中所得金額 - 所得控除額 = 課税標準額（千円未満切捨て）

課税標準額 × 税率（10%） - 税額控除（調整控除等） = 所得割額

※税率は市民税 6% と県民税 4% の合計。

付書による納付、口座振替のいずれかです。
普通徴収の人は年10期に分けてお支払いいただくことになりま
す。
なお、特別徴収の人には、10月以降の年金からの引き去り額が記載されています。（4～8月引き去り額は4月にお知らせしています。）
詳しくは通知書に同封の「見方」をご覧ください。
問い合わせ…介護保険課（電話 23・3293）へ

介護保険料の年額は、所得に応じて11段階に分かれています

所得段階	保険料（年額）
第1段階	26,880 円（注）
第2段階	47,040 円
第3段階	50,400 円
第4段階	60,480 円
第5段階	67,200 円
第6段階	80,640 円
第7段階	84,000 円
第8段階	87,360 円
第9段階	90,720 円
第10段階	100,800 円
第11段階	114,240 円

（注）低所得者対策として平成27年度より所得段階の第1段階の保険料を30,240円から26,880円へ減額しています

◎平成29年度の主な改正点

平成28年分確定申告および平成29年度市県民税から適用になります。

○給与所得控除の見直し
給与収入1200万円を超える場合の給与所得控除が、230万円に引き下げられました。
○国外に居住する扶養親族がある場合には添付書類が義務化
非居住者である親族の扶養控除等の適用を受ける場合には、必要書類を確定申告に添付することが

義務付けられました。

○金融所得課税の一体化
税負担に左右されずに金融商品が選択できるように見直しがありました。投資信託や債券など異なる税率等の課税方式の均衡化を進める観点から、株式等の課税方式と同一化することとなりました。
金融所得について、詳しくは松江税務署に問い合わせください。
問い合わせ…税務課市民税係（電話 23・3040）へ

国民健康保険税

納税義務者は世帯主です

世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯に加入者がいる場合は、その世帯主が納税義務者となります。この場合の世帯主を擬制世帯主といいます。

擬制世帯主世帯の場合、世帯主

国民健康保険税は世帯単位で税額を計算します

算定区分	税率			説明
	医療保険分	支援金分	介護保険分	
①所得割	9.73%	1.88%	2.30%	加入者の前年の所得に応じて算定
②均等割	29,540円	6,040円	8,870円	加入者一人あたり
③平等割	22,040円	4,500円	4,600円	一世帯あたり
年税額	医療保険分・支援金分・介護保険分のそれぞれ①～③の合計。介護保険分は、40～64歳の人が適用。			
課税限度額	54万円	19万円	16万円	年税額の最高限度額

の所得は国民健康保険税の算定には含めませんが、軽減判定をする際には、その所得を含めて計算を行います。

国民健康保険税の軽減

(7割・5割・2割減額)

平成28年中の世帯の所得金額(擬制世帯主を含む)が一定以下の場合、表の②均等割額と③平等割額が所得に応じて軽減されます。

*65歳以上の公的年金受給者の方は、公的年金等所得額から15万円を控除した額で軽減判定の計算をします。

年金収入・公的年金等控除・特別控除(15万円)≧軽減判定所得

後期高齢者医療制度創設の経過制度

75歳以上の後期高齢者医療制度への移行により、国民健康保険税の負担が急増しないよう一定期間において次のように扱います。

①国民健康保険税の軽減所得を計算する際、後期高齢者医療制度に移った人も含めて軽減判定を行います。世帯構成や所得が変わらない場合、それまでと同様の軽減が受けられます。

②国民健康保険から後期高齢者医

療制度に移ったことにより、国民健康保険世帯が単身世帯となった場合、移行後5年目まで平等割が半額に軽減され、6年目から8年目まで平等割が4分の3に軽減されます。

③社会保険などの被保険者が後期高齢者医療制度に移ったことにより、その被扶養者で国民健康保険加入の時点で65歳以上75歳未満の方(旧被扶養者)が国民健康保険に加入された場合は、申請により、次の減免が受けられます。

- ・旧被扶養者に係る所得割が課税されません。
- ・旧被扶養者に係る均等割が半額に軽減されます。
- ・加入者が旧被扶養者のみの場合、平等割が半額に軽減されます。

*社会保険(会社の健康保険)等が交付する資格喪失証明書と、印鑑をお持ちいただき、国民健康保険加入手続きの際に申請をしてください。

納付方法

納付方法には、「普通徴収」と「特別徴収」があります。

①特別徴収
支給される年金から国民健康保険税を差し引いて納めていただく方

法です。

*特別徴収に該当する人で、口座振替による納付を希望される世帯主の方は税務課の窓口へお申し出いただく事により変更することができます。

②普通徴収

納付書または口座振替で納付していただく方法で、特別徴収に該当しない方が対象です。

平成29年度普通徴収・特別徴収の納付月

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
普通徴収			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別徴収	○		○		○		○		○		○	

お問い合わせ

課税のこと 税務課市民税係 (電話 23-3040)
納税のこと 税務課収納係 (電話 23-3043)
資格のこと 保険年金課 (電話 23-3087)

